

納期限

今月の納期限は1月31日(火)です。

- ◇市・県民税(4期)
  - ◇国民健康保険税(8期)
  - ◇後期高齢者医療保険料(7期)
  - ◇介護保険料(1月分)

# くらしの相談

- ◆心配ごと相談

時 毎週水曜日  
13:00~16:00

場 福祉センター3階

問 御坊市社会福祉協議会

☎0738-22-5490

- ◆人権相談

**時** 毎週月曜日～金曜日  
8：30～17：15

**場** 和歌山地方法務局御坊支局

**問** 全国共通人権相談ダイヤル  
**☎** 0570-003-110

※毎週火曜日9時から16時は、  
人権擁護委員が常駐しています

- ◆御坊・日高常設法律相談所

時 毎週木曜日  
13:30~16:00

場 財部会館

問 和歌山弁護士会

☎073-422-5005

※事前予約が必要です。

※30分で5,000円程度の相談料が必要です。

- ◇行政相談

**時** 1月11日(水)  
13:00~15:00

**場** 福祉センター3階

**問** 防災対策課  
**☎**0738-23-5528

**行政相談委員**  
くぼり しゅうじ  
久堀 修二 氏  
**☎**0738-23-2229  
てらさき すずこ  
寺崎 鈴子 氏  
**☎**0738-22-2152

20歳になつたら国民年金  
～新成人の皆さんへ～

20歳になつたら、すでに厚生年金や共済組合に加入している方、厚生年金や共済組合に入していける方に扶養される配偶者を除いて、国民年金に加入しなくてはなりません。国民年金は、老後やいざといふときの生活を、現役世代みんなで支えようという考え方で作られた仕組みです。

具体的には、若いときに年金に加入し保険料を納め続けることで、老後、病気やケガで障がいが残ったときなどに年金を受け取ることができます。

初旬頃、または前月末頃に、  
日本年金機構から年金手続の  
案内や届出用紙「**国民年金被保  
険者資格取得届書**」が郵送され  
ますので、届出用紙と印鑑を  
ご持参のうえ、国保年金課年金

## ◎保険料免除制度

国民年金保険料の免除・  
納付猶予制度があります

※ 定額保険料に加えて、**月額400円の附加保険料**を納付していただくと、将来、老齢基礎年金に加えて**付加年金**が支給されます。

付加年金は、「200円×納付月数」で計算されます。ただし、附加保険料を納付する場合は、必ず定額保険料の納付が必要です。

**申・問** 国保年金課年金係  
☎ 077-338-3150

係で加入手続をしてください。  
**国民年金保険料月額(定額)**  
16,260円(平成28年度)

料が前年所得に応じて全額または一部（**1／4、半額、3／4**）免除されます。

**年金相談を  
ご利用ください**

**償却資産申告書の提出は  
1月31日(火)までに!**

保険料を納めることができない場合、申請者本人・申請者の配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合は、申請をして認められると、保険

※学生納付特例制度の対象者は、保険料免除制度・若年者納付猶予制度を利用することができません。

「ブツシユボタン[2]を押す。」  
が、「自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。」

**償却資産申告書提出期限**  
に税務課資産税係へ提出し  
ください。  
**問** 1月31日(火)  
税務課資産税係  
07380・20500

前年所得が一定額以下の学生の方は、申請をして認められると、保険料の納付が猶予されます。

（☎0739・24・0435）  
への電話予約が必要です。  
時  
1月19日(木)  
10時～11時30分  
13時～15時  
市役所3階会議室

また、賃借人（テナント）などが施工した内装、電気、ガス、空調設備などの事業用資産も課税の対象となります。法人や個人事業者の方で市内に償却資産を所有している場合は、平成29年1月1日現在において、所有している

**学生でない50歳未満の方**

申請者本人・申請者の配偶者の前年所得が一定額以下の場合は、申請をして認められると保険料の納付が猶予されます。

**○学生納付特例制度**

年金記録の確認、年金の請求、年金見込額の試算など、国民年金・厚生年金についての相談・手続きをお受けしますのでご利用ください。

**固定資産税**は、土地や家  
だけではなく、工場や商店など  
の経営者が、その事業のために  
に用いている構築物、機械  
器具、備品などの償却資産  
も課税されます。